

令和3年12月27日

会員組合各位

大阪府中小企業団体中央会  
会長 野村 泰弘

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について（ご協力、お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

12月23日、国において「感染拡大傾向時の一般検査事業」に関し、オミクロン株に対する特別対策として、感染状況がレベル2（大阪モデル黄色信号相当）に達していない状況においても、都道府県知事の判断により府民への検査要請が可能となる方向性が示されました。

これを受け、大阪府においても、オミクロン株の市中感染が発生していることから、12月23日、第63回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、令和3年12月24日から令和4年1月31日までの間、府民に対し、感染不安を感じる無症状者は、検査を受診することを呼びかけること等の要請を決定いたしました。

つきましては、大阪府の要請内容についてご理解いただき、適切な感染防止対策を講じていただきますよう、ご協力よろしくお願い申し上げます。

<要請内容>（「経済界へのお願い」抜粋）

○区域 **大阪府全域**

○要請期間 **令和3年12月24日～令和4年1月31日**（ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断）

○要請事項

- ・飲食店以外の1000㎡を超える施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施や、感染防止対策を徹底すること
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- ・業種別ガイドラインを遵守すること

○「特措法に基づく要請等コールセンター」

受付電話番号：06-7178-1398（開設時間：平日9時30分～17時30分）

- 上記要請を含む要請全体の内容については、以下の資料をご覧ください。【大阪府資料】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38215/00413967/yousei1223.pdf>

※府民への呼びかけに「感染不安を感じる無症状者は、検査を受診すること」等を追記

- 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料【大阪府ホームページ】

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/63kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/63kaigi.html)

<問い合わせ先>

大阪府中小企業団体中央会 総務部総務企画課 TEL 06-6947-4370